

# 美郷町支給決定基準

令和5年4月1日改訂

美郷町障害福祉サービス等の支給決定基準を次のとおり定める。

## I. 基本的な取扱い

この支給決定基準は、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うために定めるものとする。取扱いにあたっては、以下のことに留意する。

1. 障害者自立支援法以前よりサービスを利用していた利用者については、これまでの支給量をできるだけ保障すること。
2. 支給決定基準における最大支給量とは各サービス支給量の上限を示すものであり、支給量を決定する際には、原則として個々のサービス利用計画に基づいて行うこと。
3. 支給決定基準から乖離している支給量を支給しようとする場合は、事前に認定審査会に意見聴取を行うこと。（乖離とは、加算後最大支給量の5割を超える場合とする）
4. 支給決定基準は恒久的なものではなく、通達資料、支給実績等を勘案し、必要に応じて改正できるものであること。

## II. 用語の定義

この支給基準における用語の定義は、以下のとおりとする。

1. 障がい者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という）第4条第1項に規定する障がい者とする。
2. 障がい児 法第4条第2項に規定する障がい児をいう。なお、身体障害者手帳または療育手帳を所持していない場合は、医師の診断書により前述の手帳所持児と同等の状態、または療育が必要と認められる者とする。なお、障害児通所支援事業については、この限りではない。
3. 基準最大支給量 加算項目に該当しない場合に支給できるサービスの最大支給量
4. 加算後最大支給量 加算項目を勘案した場合に支給できるサービスの最大支給量
5. 日中活動系サービス 生活介護・就労移行支援・就労継続支援・自立訓練・児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・地域活動支援センターⅢ型を示す。

## III. 対象者

この支給決定基準に定める障害福祉サービス等の対象者は表1のとおりとする。

表1

	サービス名	対象者
介護給付	身体介護	【障がい者・障がい児】 障がい支援区分1以上の者（障がい児にあつてはこれに該当すること）
	家事援助	【障がい者・障がい児】 障がい支援区分1以上の者（障がい児にあつてはこれに該当すること）
	通院等介助 （身体介護を伴う）	【障がい者・障がい児】 次のいずれにも該当する者 ・ 障がい支援区分2以上である者 ・ 障がい支援区分認定調査項目で以下のいずれか一つ以上認定されている者 ① 「歩行」：全面的な支援が必要

	<ul style="list-style-type: none"> <li>② 「移乗」：見守り等の支援が必要、部分的な支援が必要、全面的な支援が必要</li> <li>③ 「移動」：見守り等の支援が必要、部分的な支援が必要、全面的な支援が必要</li> <li>④ 「排尿」：部分的な支援が必要、全面的な支援が必要</li> <li>⑤ 「排便」：部分的な支援が必要、全面的な支援が必要</li> </ul> <p>・ 通院前準備に30分程度かかる者 (障がい児にあつてはこれに該当すること)</p>
通院等介助 (身体介護を伴わない)	<p>【障がい者・障がい児】 障がい支援区分1以上の者 (障がい児にあつてはこれに該当すること)</p>
通院等乗降介助	<p>【障がい者・障がい児】 障がい支援区分1以上である者(障がい児にあつてはこれに該当すること)</p>
重度訪問介護	<p>【障がい者】 重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい者若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障害者であつて、常時介護を有するもので、障がい支援区分4以上(病院、診療所、介護老人保険施設、介護医療院又助産所)に入院又は入所中の障がい者がコミュニケーション支援等のために利用する場合は区分6以上)であつて、次の①又は②いずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 次のいずれかにも該当していること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二肢以上に麻痺等があること</li> <li>・ 障がい支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれにも「支援が不要」以外と認定されていること</li> </ul> </li> <li>② 障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者</li> </ul> <p>※ ただし、現行の日常生活支援の利用者のサービス水準の激変緩和を図る観点から、以下の経過措置を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成18年9月末日現在において日常生活支援の支給決定を受けている者であつて、上記の対象者要件に該当しないもののうち、障害支援区分3以上で、日常生活支援及び外出介護の支給決定時間の合計が125時間を超える者については、当該者の障害支援区分の有効期間に限り、対象とする。</li> </ul>
行動援護	<p>【障がい者・障がい児】 次のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であつて常時介護を要し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、移動中の介護を必要とする者</li> <li>・ 障がい支援区分3以上であつて、障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目(12項目)等の合計点数が10点以上である者 (障がい児にあつてはこれに該当すること)</li> </ul>
同行援護	<p>【障がい者・障がい児】 同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障がい」、「視野障がい」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障がい」の点数が1点以上の者 (障がい児にあつてはこれに該当すること)</p>
重度障がい者 包括支援	<p>【障がい者・障がい児】 常時介護を要する障害者等であつて、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきり状態にあるもの並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい支援区分6の者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であつて次に該当する者 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 重度訪問介護の対象者であつて、四肢全てに麻痺があり、寝たきり状態にある障がい者のうち、次のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 人工呼吸器による呼吸管理を行う身体障がい者(Ⅰ類型)</li> <li>イ 最重度知的障がい者(Ⅱ類型)</li> </ul> </li> <li>② 障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目(12項目)等の合計点数が10点以上である者(Ⅲ類型)</li> </ul> </li> </ul> <p>(障がい児にあつてはこれに該当すること)</p>
療養介護	<p>【障がい者】 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者として次に掲げる者</p>

	<p>① 障害支援区分6に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者</p> <p>② 障害支援区分5以上に該当し、次のアからエのいずれかに該当する者であること</p> <p>ア 重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者</p> <p>イ 医療的ケアの判定スコア（別表2の基本スコア及び見守りスコアを合算して算出する点数をいう。以下同じ。）が16点以上の者</p> <p>ウ 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者（表2参照）であって、医療的ケアスコアが8点以上の者</p> <p>エ 遷延性意識障害者であって医療的ケアの判定スコアが8点以上の者</p> <p>③ ①及び②に準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものと市町村が認めた者</p> <p>④ 旧重症心身障害児施設（平成24年4月の改正前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」という。）第43条の4に規定する重症心身障害児施設をいう。）に入所した者又は指定医療機関（旧児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関をいう。）に入院した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用する①及び②以外の者</p>
短期入所	<p>【障がい者・障がい児】</p> <p>障がい支援区分1以上の者（障がい児にあつてはこれに該当すること）</p>
生活介護	<p>【障がい者】</p> <p>地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい支援区分3以上の者（障がい者支援施設に入所する者は4以上）</li> <li>・ 年齢が50歳以上の場合は障がい支援区分2以上の者（障がい者支援施設に入所する者は3以上）</li> <li>・ 障がい者支援施設に入所する者であつて障がい支援区分4（50歳以上の場合は障がい支援区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成手続きを経た上で、町が利用の組み合わせの必要性を認めた者</li> </ul>
施設入所支援	<p>【障がい者】</p> <p>次のいずれかに該当する者</p> <p>① 生活介護を受けている者であつて、障がい支援区分4（年齢が50歳以上の者は障がい支援区分3）以上の者</p> <p>② 自立訓練または就労移行支援（以下この②においては「訓練等」という）を受けている者であつて、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難なもの</p> <p>③ 生活介護を受けている者であつて障がい支援区分4（50歳以上の場合は障がい支援区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成手続きを経た上で、町が利用の組み合わせの必要性を認めた者</p> <p>④ 就労継続支援B型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成手続きを経た上で、町が利用の組み合わせの必要性を認めた者</p> <p>※ ③または④の者のうち、「新規の入所希望者以外の者」については、原則平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画の作成を求めた上で、引き続き利用を認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む）の利用者（特定旧法受給者）</li> <li>・ 法の施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者</li> <li>・ 平成24年4月の児童福祉法改正の施行の際に障害児施設（指定医療機関を含む）に入所している者</li> </ul>
訓練等給付	<p>自立訓練（機能訓練）</p> <p>【障がい者】</p> <p>地域生活を営む上で、身体能力・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者または難病等対象者。具体例は以下のとおり。</p> <p>① 入所施設・病院を退所・退院した者であつて、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者</p> <p>② 特別支援学校を卒業した者であつて、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者等</p>

自立訓練（生活訓練）	<p>【障がい者】  地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者または精神障がい者。具体例は自立訓練（機能訓練）と同じ。</p>
宿泊型自立訓練	<p>【障がい者】  自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障がい福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上等のための訓練等が必要な障がい者</p>
就労移行支援	<p>【障がい者】  次のいずれかに該当する者  ① 就労希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者又は65歳以上の者  ② あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、65歳以上の者を含む就労を希望する者  ※ただし、65歳以上の者は、65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた者に限る。</p>
就労継続支援	<p>【障がい者】  1 『A型』  企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者又は65歳以上の者65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日においてA型に係る支給決定を受けていた者に限る。）。  具体的には次のような例が挙げられる。  ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった者  ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった者  ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者  2 『B型』  就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用には結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。  具体的には次のような者が挙げられる。  ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者  ② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者  ③ ①、②に該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者  ④ 障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、町が利用の組合せの必要性を認めた者</p>
就労定着支援	<p>【障がい者】  就労移行支援等を利用した後、一般就労へ移行した障がい者であって、就労を継続している期間が6月を経過した者（病気や障害により通常の事業所を休職し、就労移行支援等を利用した後、復職した障害者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障害者も含む。）</p>

	<p>自立生活援助</p>	<p>【障がい者】 居宅における自立した日常生活を営む上で、援助が必要と認められる者で、以下のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障がい者</li> <li>※ 児童福祉施設に入所していた18歳以上の者、障害者支援施設等に入所していた15歳以上の障がい者みなしの者も対象。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた障がい者</li> <li>・ 精神科病院に入院していた精神障がい者</li> <li>・ 救護施設又は更生施設に入所していた障がい者</li> </ul> </li> <li>・ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘留所）、少年院に収容されていた障がい者</li> <li>・ 更生保護施設に入所していた障がい者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊していた障がい者</li> <li>・ 地域において一人暮らしをしている障がい者又は同居する家族が障がい、疾病等により当該家族による支援が見込めないため実質的に一人暮らしと同等の状況にある障がい者であって、当該障がい者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態等の変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者</li> </ul>
	<p>共同生活援助</p>	<p>【障がい者】 主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、日常生活上の援助を必要とする障がい者（身体障がい者にあつては、65歳未満の者または65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）</p>
<p>地域生活支援事業</p>	<p>移動支援</p>	<p>【障がい者・障がい児】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重度視覚障がい者（児） 視覚障害による障害等級が1、2級（又はこれに準ずると認められる）であり、屋外の移動に著しい制限のある者（児）</li> <li>・ 全身性の身体障がい者（児） 両上肢及び両下肢の障害等級が1級（又はこれに準ずると認められる）であり、屋外の移動に著しい制限のある者（児）</li> <li>・ 知的障がい者（児） 療育手帳を所持又は知的障害があるとの判定を受けているものであり、屋外の移動に著しい制限のある者（児）</li> <li>・ 精神障がい者（児） 精神保健福祉手帳1、2級を所持しており、屋外の移動に著しい制限のある者（児）</li> </ul>
	<p>日中一時支援</p>	<p>【障がい者・障がい児】 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳のいずれかを所持している者で、日中において介助する者がなければ在宅での生活が困難な者（障がい支援区分1以上に相当する者） （障がい児にあつてはこれに該当すること）</p>
	<p>訪問入浴</p>	<p>【障がい者】 次のいずれにも該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 身体障害者手帳1級の所持者</li> <li>② 常時臥床又はこれに準ずる状態にあり、家族だけでは入浴させることが困難、かつホームヘルプ等の他のサービスを利用しても入浴が困難な者</li> <li>③ 入浴可能な健康状態にある者</li> </ol>
<p>地域相談支援</p>	<p>地域移行支援</p>	<p>【障がい者】 地域生活への移行のための支援が必要と認められる者で、以下のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障がい者 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 児童福祉施設に入所していた18歳以上の者、障害者支援施設等に入所していた15歳以上の障がい者みなしの者も対象。</li> <li>・ 精神科病院に入院している精神障がい者</li> </ul> </li> <li>※ 地域移行支援の対象となる精神科病院には、医療観察法第2条第4項の指定医療機関も含まれており、医療観察法の対象となる者に係る支援に当たって</li> </ul>

		<p>は保護観察所と連携すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救護施設又は更生施設に入所している障がい者</li> <li>・ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障がい者 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 保護観察所、地域定着支援センターが行う支援との重複を避け、役割分担を明確にする観点から、特別調整の対象となった障がい者（「高齢又は障がいにより特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について（通達）」に基づき、特別調整対象者に選定された障がい者をいう。）のうち、矯正施設から退所するまでの間に障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊など矯正施設在所中に当該施設外で行う支援の提供が可能であると見込まれるなど指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される障がい者を対象者とする。</li> </ul> </li> <li>・ 更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障がい者</li> </ul>
	地域定着支援	<p>【障がい者】</p> <p>居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他支援が必要と認められる者で、以下のいずれかに該当する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者</li> <li>・ 居宅において家族と同居している障がい者であっても、当該家族等が障がい、疾病等のため、障がい者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含む</li> </ul> </li> </ul>
障がい児通所給付	児童発達支援	<p>【障がい児】</p> <p>療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学児。具体的には次のような児童</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳を所持する児童、または難病等の児童</li> <li>・ 乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童</li> <li>・ 保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて指定児童発達支援事業所において、専門的な療育、訓練を受ける必要があると認められた児童 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請があった者のうち、町が特に必要と認めた児童</li> </ul> </li> </ul>
	医療型児童発達支援	<p>【障がい児】</p> <p>肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児</p>
	放課後等デイサービス	<p>【障がい児】</p> <p>学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している児童で、次のいずれかに該当し授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた児童</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳を所持する児童、または難病等の児童 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童相談所・保健所・医療機関等から療育の必要性を認められた児童</li> <li>・ 申請があった者のうち、町が特に必要と認めた児童</li> </ul> </li> </ul>
	居宅訪問型児童発達支援	<p>【障がい児】</p> <p>以下のいずれかに該当する児童で、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた児童</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合</li> </ul> </li> </ul>

保育所等訪問支援	<b>【障がい児】</b> 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園等に通う障がい児であって、当該施設において専門的な支援が必要と認められた障がい児 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳を所持する児童、または難病等の児童</li> <li>・ 児童相談所・保健所・医療機関等から療育の必要性を認められた児童</li> <li>・ 申請があった者のうち、町が特に必要と認めた児童</li> </ul>
----------	---

#### IV. 支給決定基準

各障害福祉サービス等の支給決定基準は以下のとおりとする。

##### 1. 介護給付費

###### (1) 居宅介護

###### ア. 身体介護

- 基準最大支給量
- |        |               |
|--------|---------------|
| 区分 1・2 | 1 時間×19 回／月   |
| 区分 3・4 | 1.5 時間×19 回／月 |
| 区分 5・6 | 2 時間×19 回／月   |

- 加算後最大支給量 家事援助とあわせて 124 時間／月

◆加算要件 以下のいずれか 2 つに該当すること

- ・ 重度訪問介護支給対象者と同等の身体状況である者
- ・ 単身世帯または同居家族が介護できない状況である者
- ・ 医師の指示により 1.5 時間以上／回、週 4 回以上の支援が必要な者
- ・ 住宅の状況により 1 回の介護に 1.5 時間以上の時間がかかる者

###### イ. 家事援助

- 基準最大支給量 1.5 時間×14 回／月
- 加算後最大支給量 身体介護とあわせて 124 時間／月

◆加算要件 以下のいずれか 2 つに該当すること

- ・ 重度訪問介護支給対象者と同等の身体状況である者
- ・ 単身世帯または同居家族が介護できない状況である者
- ・ 児童で精神状況・身体状況により 1.5 時間以上／回の見守りが必要である者

###### ウ. 通院等介助（身体介護を伴う）

- 基準最大支給量 10 時間／月
- 加算後最大支給量 通院に必要な時間数／月

◆加算要件

医師の指示により 10 時間／月以上の通院が必要な者

###### エ. 通院等介助（身体介護を伴わない）

- 基準最大支給量 10 時間／月
- 加算後最大支給量 通院に必要な時間数／月

◆加算要件

医師の指示により 10 時間／月以上の通院が必要な者

オ. 通院等乗降介助

- 基準最大支給量 10時間/月
- 加算後最大支給量 通院に必要な時間数/月

◆加算要件

医師の指示により10時間/月以上の通院が必要な者

(2) 重度訪問介護

- 基準最大支給量 8時間×31回/月  
(うち外出時の移動加算可能時間 4時間×31回/月)
- 加算後最大支給量 13時間×31回/月  
(うち外出時の移動加算可能時間 4時間×31回/月)

◆加算要件 以下のいずれにも該当する者

- ・障がい支援区分5以上である者
- ・単身世帯または同居家族が介護できない状況である者
- ・日中活動系のサービスを利用していない者

(3) 行動援護

- 基準最大支給量 10時間/月
- 加算後最大支給量 50時間/月

◆加算要件

申請者から標準の時間数を超過して利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。

(4) 同行援護

- 基準最大支給量 10時間/月
- 加算後最大支給量 生活に必要な外出+余暇50時間/月

※「生活に必要な外出」とは、通院、官公庁や金融機関への外出、生活必需品の買い物、冠婚葬祭等での外出とし、これらの外出以外は「余暇」として支給量を計算する。

◆加算要件

申請者から標準の時間数を超過して利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。

(5) 重度障がい者等包括支援

- 基準最大支給量 80,000単位/月
- 加算後最大支給量 102,000単位/月

◆加算要件

申請者から標準の時間数を超過して利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。

(6) 療養介護

- 基準最大支給量 31日

(7) 短期入所

- 基準最大支給量 7日
- 加算後最大支給量 31日

◆加算要件

①以下のいずれかを証明する医師の診断書等の提出があった場合。

- ・主介護者が入院または自宅安静、長期療養する場合
- ・主介護者の心身状況を勘案した際に、7日以上の短期入所があれば在宅生活が可能と認められる場合
- ・家族に急病が発生し介護を行う介護者がいない場合

②町が特に必要と認めた場合

(8) 生活介護

- 基準最大支給量 当該月日数-8日



●加算後最大支給量 31日

◆加算要件

申請者から標準の日数を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。

- (9) 施設入所支援  
○基準最大支給量 31日

## 2. 訓練等給付

- (1) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）  
○基準最大支給量 当該月日数－8日  
●加算後最大支給量 31日

◆加算要件

申請者から標準の日数を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。

- (2) 宿泊型自立訓練  
○基準最大支給量 31日

- (3) 就労移行支援  
○基準最大支給量 当該月日数－8日  
●加算後最大支給量 31日

◆加算要件

申請者から標準の日数を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。

- (4) 就労継続支援  
○基準最大支給量 当該月日数－8日  
●加算後最大支給量 31日

◆加算要件

申請者から標準の日数を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。

- (5) 就労定着支援  
○基準最大支給量 31日

- (6) 自立生活援助  
○基準最大支給量 31日

- (7) 共同生活援助（グループホーム）  
○基準最大支給量 31日

## 3. 地域生活支援事業

- (1) 移動支援（身体介護を伴う・伴わないにかかわらず）  
○基準最大支給量 30時間／月  
●加算後最大支給量 80時間／月

◆加算要件

申請者から標準の日数を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。

- (2) 日中一時支援事業  
ア. 日中短期入所  
○基準最大支給量 23日  
●加算後最大支給量 31日

◆加算要件

以下のいずれかに該当する場合。

- ・両親の就労等の理由で介護が困難な場合
- ・進学・就労など長期休暇が通常より長い場合

- (3) 訪問入浴  
○基準最大支給量 2回/週

4. 地域相談支援

- (1) 地域移行支援  
○基準最大支給量 31日

- (2) 地域定着支援  
○基準最大支給量 31日

5. 障がい児通所支援事業

- (1) 児童発達支援  
○基準最大支給量 23日  
●加算後最大支給量 31日

◆加算要件

申請者から標準の日数を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。

- (2) 医療型児童発達支援  
○基準最大支給量 23日  
●加算後最大支給量 31日

◆加算要件

申請者から標準の日数を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。

- (3) 放課後等デイサービス  
○基準最大支給量 23日  
●加算後最大支給量 31日

◆加算要件

申請者から標準の日数を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。

- (4) 居宅訪問型児童発達支援  
○基準最大支給量 23日  
●加算後最大支給量 31日

◆加算要件

申請者から標準の日数を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。

- (5) 保育所等訪問支援  
○基準最大支給量 5日  
●加算後最大支給量 31日

◆加算要件

申請者から標準の日数を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。

5. 訓練等給付の支給について

訓練等給付に係る障害福祉サービスのうち自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型については、障がい者本人の希望を尊重し、その有する能力及び適性に応じ、より適切なサービス利用を図る観点から、利用を希望する事業について、①当該事業の継続利用についての利用者の最終的な意向の確認、②当該事業の利用が適切かどうかの客観的な判断、を行うための期間(暫定支給決定期間(最長2ヶ月間))を設定した支給決定(暫

定支給決定)を行う。

暫定支給決定期間終了の10日前までに、アセスメント内容並びに個別支援計画、当該計画に基づく支援実施実績及びその評価結果をとりまとめたものを事業者から徴収する。

本支給決定に当たっては、事業者から徴収した前述のアセスメント内容等に基づき支給決定の可否を判断するものとする。

## 6. サービスの併給について

ニーズが多様であること、サービス報酬が日額化され報酬の重複を防ぐことができることから、報酬が重複しない利用体系であれば、原則として併給できない障害福祉サービスの特定はしないものとする。

ただし、日中活動系サービスについては、対象者の状況に応じた目標・計画を策定していることから、町長が特に必要と認めた場合以外は、併給しないこととする。

## 7. 介護保険制度との併給について

介護保険制度との併給については「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について」(障企発第0328002号、障障発第0328002号)に基づき行うものとする。

なお、以下のサービスにあたっては次の点に留意すること。

(1) 居宅介護 併給する場合は、以下の全てに該当すること。

- ・要介護認定が4以上であること
- ・単身世帯または同居家族が介護できない状況にあること
- ・介護保険サービスを利用しても、なお障害固有のニーズに基づく特に必要と認められる支援が不足すること

ただし、視覚障がい者、知的障がい者、精神障がい者、または人工透析のため定期的な通院が必要な障がい者は、要介護認定が3以下(非該当除く)であっても、通院等介助のみを支給決定することができる。

なお、支給決定については健康福祉課が認めたケアプラン等に基づき支給量を算定すること。

(2) 重度訪問介護 併給する場合は、以下の全てに該当すること。

- ・要介護認定が4以上であること
- ・単身世帯または同居家族が介護できない状況にあること
- ・介護保険サービスを利用しても、なお障害固有のニーズに基づく特に必要と認められる支援が不足すること

なお、支給決定については健康福祉課が認めたケアプラン等に基づき支給量を算定すること。最大支給量は403時間から介護保険サービスの訪問介護・訪問看護の支給時間を差し引いたものとする。

## 8. 特例支給について

支給について、町長が特に必要と認めた者は、支給決定基準にかかわらず支給決定するものとする。

## 9. その他

その他、必要な事項は町長が別に定める。